

令和2年度 3～5歳児の副食費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、これまでは保育料に含まれていた副食費は、保護者の皆様から実費を頂きます。ただし、所得や世帯状況等によって免除となる場合があります。

【副食費徴収免除対象】 ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども

・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども（副食費は第2子の半額措置はありません）

【1号認定及び2号認定子どもの副食費徴収免除の範囲】

・ 1号認定子ども

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
1 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
2 市民税所得割非課税世帯及び養育里親等の世帯	免除	免除	免除	
※要保護者等世帯	免除	免除	免除	
3 市民税課税世帯 77,100円以下	免除	免除	免除	
※要保護者等世帯	免除	免除	免除	
4 市民税所得割額 77,101円以上 211,200円以下	※○	○	免除	小学校3年（小3含む）までの範囲において最年長の子どもから順にカウント
5 市民税所得割額 211,200円以上	○	○	免除	

・ 2号認定子ども

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント	
A 生活保護世帯	免除	免除	免除	※生計を一にする最年長の子どもから順にカウント（多子計算における年齢制限を撤廃）	
B 市民税非課税世帯	免除	免除	免除		
※要保護者等世帯	免除	免除	免除		
C1 市民税均等割の額のみ	免除	免除	免除		
※要保護者等世帯	免除	免除	免除		
C2 市民税所得割課税額 48,600円未満	免除	免除	免除		
※要保護者等世帯	免除	免除	免除		
C3 市民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	免除	免除	免除		
※要保護者等世帯	免除	免除	免除		
C4 市民税所得割課税額 57,700円以上65,500円未満	○	○	免除		小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
※要保護者等世帯	免除	免除	免除		
C5 市民税所得割課税額 65,500円以上77,101円未満	○	○	免除		小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
※要保護者等世帯	免除	免除	免除		
C6 市民税所得割課税額 77,101円以上80,000円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント	
C7 市民税所得割課税額 80,000円以上97,000円未満	○	○	免除		
C8 市民税所得割課税額 97,000円以上126,000円未満	○	○	免除		
C9 市民税所得割課税額 126,000円以上169,000円未満	○	○	免除		
C10 市民税所得割課税額 169,000円以上232,000円未満	○	○	免除		
C11 市民税所得割課税額 232,000円以上301,000円未満	○	○	免除		
C12 市民税所得割課税額 301,000円以上	○	○	免除		

※〇・・・副食費負担

◆3号認定（0～2歳児クラス）の給食費は、これまでどおり保育料に含まれます。

◆保護者の市民税所得割額は、令和2年4月分～8月分は平成31年度、9月分～令和3年3月分は令和2年度の額により決定します。
※保護者の収入が生活保護基準額より少ない場合で、同居している祖父母等がいる場合、最多収入者の市民税を合算し額を算出します。（住民票上別世帯になっていても同じ住所の場合は「同居」とみなします）

【西条市の多子軽減】

※B階層、C1～C3階層（市民税所得割課税額57,700円未満）の要保護者等世帯以外の世帯およびB階層、C1～C5階層（市民税所得割課税額77,101円未満）の要保護者等世帯の範囲で、多子計算における年齢制限を撤廃しています。

市民税が不明な世帯の所得階層について

税申告をされていない等のため、市民税額が不明な世帯につきましては、所得階層が最高階層区分となります。